

会社が行う従業員さんのための所得税の定額減税

- 1 6月1日現在在職している人を定額減税の対象とし、6月以後最初に支払う給料（賞与を含みます）から定額減税事務を行うこととなりますが、最終的には年末調整または確定申告により精算します。だからといって、月々の給与支払い時の減税事務をしなくてもよいということにはなりません。従業員さんのために積極的に対応して差し上げたいと思います。
- 2 まず、年の初めに受け取った扶養控除等の申告書の内容が、その後、異動していないかを定額減税事務を行う前に、従業員さんに確認することをお勧めします。
急にできることではありませんので、5月の連休明けぐらいからは対応にかかりたいものです。
- 3 定額減税の金額は、本人、同一生計配偶者、扶養親族1人につき、30,000円となります。つまり、本人、同一生計配偶者、扶養親族3人の場合、 $30,000 \text{円} \times 5 \text{人} = 150,000 \text{円}$ が減税となります。
- 4 月々の減税事務は上限所得基準がないので、年末調整の段階で上限所得基準に引っかかると、年末調整で徴収不足額が発生し、減税した分、満額徴収となります。
- 5 乙欄適用者、丙欄適用者は確定申告で減税を受けることとなります。
- 6 6月1日以降最初に給与を支給する際、源泉徴収されるべき金額から定額減税の金額を控除し、控除しきれない金額はその後支給される給料の源泉所得税から差し引くこととなりますので、控除不足分の翌月繰越分がいくらになるかを管理しなければなりません。
- 7 控除不足額は令和7年以降には持ち越せません。
- 8 具体的な事務の注意点は、別紙一覧表に記載しました。税務署からの説明書を読む際の参考にしていただけたらと思います。

所得税の調整給付

- 1 市町村は、令和5年分（前年分）の所得や扶養状況をもとに定額減税の計算をして、控除しきれなかった金額を今年の7月ごろ？に各人に支給します。
それが調整給付です。
調整給付は、住民税非課税世帯や低所得世帯に支給される給付と同様で、給付金ですから、前述した皆さん方が行う定額減税の事務とはまったく別物です。
- 2 調整給付をいくらもらったかは、定額減税事務では一切考慮しません。
ただ、皆さんの行った年末調整による定額減税事務または確定申告により計算された控除不足額が、すでに支給されている調整給付を上回る場合は、その上回った金額は後日支給されます。これは追加支給であって、すでに支給された調整給付の精算ではありませんので、逆に、下回ったとしても、調整給付額を返還することはありません。
- 3 調整給付は勝手に市町村が計算してきますので会社等が特別することはありません。

4 令和5年分と令和6年分と所得状況、扶養状況が変わらなければ、定額減税額と調整給付の合計額は、1人30,000円（住民税分を除く）ですが、調整給付を受けた人で、令和5年と令和6年の所得状況、扶養状況の変更で定額減税額が増加した場合は、プラスアルファが生じます。

例えば、次のような事例が考えられます。

- ① 令和5年分の所得金額が少なかったので、25,000円の調整給付を支給されたが、今年は所得金額が上がったので、定額減税30,000円、満額控除できた。
- ② 前年は親の扶養親族として親が調整給付を20,000円支給されたが、今年は社会人になって、所得者本人として定額減税30,000円を満額控除できた。さらに親は扶養親族が一人減ったことにより、課税所得が増えたことにより、定額減税30,000円、満額控除できた。

不合理だと思われるかも知れませんが、調整給付と定額減税は別物です。

会社が行う従業員さんのための住民税の定額減税事務

- 1 住民税の定額減税の金額は、本人、同一生計配偶者、扶養親族1人につき、10,000円となります。つまり、本人、同一生計配偶者、扶養親族3人の場合、10,000円×5人=50,000円が減税となります。
- 2 令和6年分の住民税は令和5年分の所得金額により決定されますので、すでに確定しています。よって、定額減税の金額も確定していますし、調整給付の金額も確定しています。扶養控除等の申告書を必要とすることはありません。
- 3 定額減税対象者の住民税の特別徴収は次のようになります。
 - ① すでに全て確定していますので、扶養親族の異動等があっても何ら加味することはありません。
 - ② 6月分の給与からは特別徴収を行いません。
 - ③ 定額減税額控除後の住民税の金額の11分の1を、7月から翌年の5月までの間で給与から天引します。つまり、源泉徴収のように、その月の源泉徴収すべき金額を限度に定額減税額を控除し、不足分を翌月分から控除していくという方法ではなく、11か月かけて均等に天引きすることになります。
 - ④ 年収100万円の方は、住民税も課税されていませんので、所得者本人としては定額減税の対象とはなりません。扶養親族又は同一生計配偶者として定額減税の対象となります。
年収が103万円の方は、所得税は課税されていませんが、住民税は課税されますので、扶養親族又は同一生計配偶者として定額減税の対象となるだけでなく、所得者本人としての定額減税の対象にもなります。
 - ⑤ 本人の所得金額が1,000万円超1,805万円以下の同一生計配偶者については、2024年（2023年分の所得による）での定額減税は見送り、2025年（2024年分の

所得による)での定額減税を行います。理由は、配偶者控除の適用がないため、市町村では2023年分の通常の申告状況では把握できないからです。

これにより、本人の所得が2023年は1,000万円以下、2024年は1,000万円超1,805万円以下である人の同一生計配偶者については、2024年、2025年、ともに定額減税が受けられます。

住民税の調整給付

- 1 「住民税の定額減税事務」で述べましたように、全て確定していますから、調整給付の金額も確定していますので、後日の追加給付もありません。
- 2 「住民税の定額減税事務」の④に該当する人は、調整給付もそれぞれから支給されることとなります。